

工事成績条件付一般競争入札試行要領（2012年（平成24年）4月1日制定）第3条第1項の別に定める点数は、次のとおりとする。

なお、2015年（平成27年）6月3日付け福山市公告第329号は、廃止する。

2016年（平成28年）5月17日

福山市長 羽 田 皓

土木一式工事	74点
建築一式工事	77点
電気工事	76点
管工事	78点

【 参考 】

工事成績条件付一般競争入札試行要領抜粋

（入札に参加する者に必要な資格）

第3条 工事成績条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格は、入札に参加しようとする工事と同じ工種で、福山市（上下水道局を含む。）が発注した工事（最終の契約金額が500万円以上のものをいう。）の過去3年度間（入札に参加しようとする年度の前3年度間をいう。）の工事成績の平均点が別に定める点数以上であることとする。

2 前項の資格には、別の事項を付加することを妨げない。